道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法 (昭 和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第九十一条」 を 「第九十一条の二」に、 「第百二条の二」 を「第百二条の三」 に、 「第百八条の

三十二の二」を「第百八条の三十二の三」に改める。

第二条第三項第二号中「若しくは」を「又は」に、 「又は二輪」を「、二輪」に改め、 「の 自 [転車] の 下

に 「その他車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基

準に該当する車両」を加える。

第十七条第三項中 自 転 車 を) 「自... 転車その他車体の大きさ及び構造が自転 軍道に、 おける他 0 車 声 の通

行を妨げるおそれ \mathcal{O} ない ものとして内 閣府令で定め る基 準に該当する車両 (これらの車 · 両で」 に改 め、 同 条

の付 記中 「第四項」を「第三項」に、 「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第二号の二

第四 項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号イ、第百十九条第一項第二号の二」

に改める。

第二十四条の付記中 「第百十九条第一項第一号の三」 を「第百十七条の二第六号、 第百十七条の二の二第

十一号ロ、第百十九条第一項第一号の三」に改める。

第二十六条の付 記 中 「第 石十九 条第一 項 第 一 号の四」 を 「第百十七条の二第六号、 第百十七条の二の二第

十一号ハ、第百十九条第一項第一号の四」に改める。

第二十六条 の <u>ニ</u> \mathcal{O} 付 記 中 「第二 項 に つい て は の 下 に 「第百十七条 の二第六号、 第百· 十七 之 条 の 二 の 二

一号ニ、」を加える。

第二十八条の付記中 「第百十九条第一項第二号の二」を「第一項及び第四項については第百十七条の二 第

六号、 第百 十七条の二の二第十一 号
ホ、 第百十九条第一 項第二号の二 第二項及び第三項につい ては第 百 +

九条第一項第二号の二」に改める。

第四 十匹 「条ただ、 L 書を削 り、 同 条第一 号中 「勾う配」 を 勾 配 に改め、 同条第二号中 「まがりかど」 を

曲がり角」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

乗合· 自 動 車 又は 1 口 リー バ スが、 その 属 はする運 行系統 に係る停留所又は停留場にお いて、 乗客の乗降

 \mathcal{O} ため 停車するとき、 又は運行時 間を調整するため 駐車するとき。

道路 運送法第三条第一号に規定する一般旅客自 動車運送 事 業の用に供する自動車 (同号イに規定する

般 乗 合旅客 自 動 車 運 送事 業 \mathcal{O} 用 に供い す る自 動 車 に あつて は 同 法 第五 条第一 項第三号に 規定す る路 線 定

期 運 行 \mathcal{O} 用 に 供 いする ŧ 0 を除く。 第四 + 九 条 の 三 第 項に お 1 て 般 旅 客 自 動 車 運 送 事 業 用 自 動 車

とい う。 又 は 同 法 第 七 + 八条第二号に 規 定す る自 家用 有 償 旅 客 運 送 \mathcal{O} 用 に 供 す る 自 動 車 同 項 に お 1

て 自 家用力 有 償 旅 客 運 送自 動車」 という。) が、 乗合自 動 車 \mathcal{O} 停 留 所 文は 1 口 リー バ ス 若 L < は 路 路 面 電

車 \mathcal{O} 停 留 場に お **\ て、 乗客 \mathcal{O} 乗降 のため停車するとき、 又 は 運 行 時 間 を調 整 するため 駐 車 するとき (当

該 停 留 所 又は停 :留場 12 お け うる停車 文は 駐 車 であつて、 地 域 住民 の生活に必要な旅 客輸 送を確 保する ため

に 有 用 で あ ŋ, か つ、 道 路 又 は 交通 \mathcal{O} 状 況 に ょ り支障 が な **,** \ ことについて、 内閣 府 令 で定めるところに

ょ り、 同 法 第 九 条第 項 E 規 定す る 般 乗合 旅 客 自 動 車 運 送事 業 者、 公安委員 会そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 当 該 停 車 又 は

駐 車 に 関 係 \mathcal{O} あ る者とし て 内閣 府令で定める者が合意し、 その旨を公安委員会が公示 Ĺ たも 0) をす る場

合に限る。)。

第四 + 兀 条の 付 記 中 「第百· 十九条の二第 一項第一号」 を 「第一項につい ては第百十九条の二第 項 第 号

に改める。

第四十五条の二第一項及び第四十六条中 「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第四 + 九 条の三 第一項中 「乗合・ 自 動 車 文は トロ リー バ スが、 その 属 する運行系統 に係る停留 所又は停 留場

に お 1 て 運 行 時 間 を 調 整 す るた 8 駐 車する」 を 「第四 + 匹 条第二項各号に 掲げる」 に、 又 は 1 口 リー バ ス

 \bigcirc を 若 L Š は 1 口 IJ ĺ バ ス 又は 当 該 般 旅 客自 動 車 運 送事 業用 自 動 車 若 しく は 19年家1 甪 有 償 旅 客 運 送自 動

車の」に改める。

第四 + 九条の六中 「第四十四条各号」を「第四十四条第一項各号」に、 「同条」 を 同 項」に改める。

第五 十条の二中 「第五十一条の二まで」 を 「この条、 次条」に、 「第四 十四 条」 を 「第四十四 条第一項」

に改める。

第 五. + 条 \mathcal{O} 前 \mathcal{O} 見 出 L を削 り、 同 条に見 出 しとして 「 (違: 法 駐 車 に . 対 パする措 置) を付 同 条第 項

中 第 兀 + 兀 条」 を 「第四 十四四 条第一 項」 に改 め、 「次条第一 項及び」 を削 り、 同条第十五項及び第二十二

項中 「第 五. 十一条 の二の二まで」を「この条及び次条」 に改める。

第五十一条の二を削る。

第五 <u>+</u> 条の二の二中 「第五十一 条」 を 「前条」 に改め、 同条を第五 十一条の二とする。

第五十一条の四第一項中 「違法駐車行為」の下に _ (違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行

為をいう。第四項及び第十六項において同じ。)」を加える。

第五 十二条 \mathcal{O} 付 記 中 第二項に つい ては」 0 下に 「第百十七条の二第六号、 第百十七 条の二の二第十 号

へ、」を加える。

第五 + 匹 条の 付 記 中 第二項については」 の下に「第百十七条の二第六号、 第百十七条の二の二第十 一号

ト、」を加える。

第六十三条の三中「二輪又は三輪の」を削る。

第七 + 条 \mathcal{O} 付 記 中 「第百 + 九 条第 項第九号」 を 「第百十七条の二第六号、 第百十七 条の二の二第十 号

チ、第百十九条第一項第九号」に改める。

第七 + -条第五号 Ď 兀 中 第七十一 条の五第二項」 を $\overline{\ }$ 第七十 一条の五第一 項」 に改め、 表 示 自 動

車 の下に 「第七 十一条 の五第一 項、 第七十 条 の六第一項若しくは第八十七条第三項に規定 する標 識 を

付 けた準中 -型自動 車 文は」 を加え、 「又は第七十一条の六第一 項に規定する標識を付けた準 中型自动 動 車 を

削る。

第七十一条の五第二項中 「普通自動車免許」を「準中型自動車免許又は普通自動 車免許」 に改める。

第七十二条の二第三項中 「第五十一条の二の二の」を 「第五十一条 の二の」に、 「第五十一条の二の二に

を 「次条に」に、 「第五 十一条の二の二まで」 を 「この条及び次条」 に、 「第五十一条の二の二第一 項

を「第五十一条の二第一項」に改める。

第七十五条第一項第七号中「第四 十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第七 十五 条の四の付記中「第百二十条第一項第十二号」を「第百十七条の二第六号、 第百十七条の二の二

第十一号リ、第百二十条第一項第十二号」に改める。

第七 十五 条の八第二項中 第五· 十 条及び第五十一 条の二の二」 を 「から第五十一条の二まで」 に改め

同 条 \mathcal{O} 付 記 中 第 項に つい ては」 の 下 に 「第百十七 条の二第六号、 第百十七 条の二の二第十 号ヌ、」

を加える。

第八十七条第二項中「を除く。)その他」を「及び二十一歳に満たない者を除く。)その他」 に改める。

第九 十条第一項第七号中 「第三項」 を 「第四項」に改め、 同条第二項第三号中 「又は第三号」 を 第三

号又は第六号」に改める。

第六章第二節中第九十一条の次に次の一条を加える。

(申請による免許の条件の付与等)

第九十一条の二 免許を受け た者は、 その者の住所地を管轄する公安委員会に対 į 免許に、 その者が運転

することができる自 動 軍等の 種類を限定する条件その 他 の条件であ つて、 交通 事故を防 止 Ļ 若しく · は 交

通事故による被害を軽減することに資するものとして内閣府令で定めるものを付し、 又はこれを変更する

ことを申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、 政令で定めるところにより、 当該申請に係る免許に条件

を付し、 又は当該申 · 請 に係る免許に付されている条件を変更するものとする。

3 公安委員 (会は、 第一 項 0 規定による条件 の変更 0) 申 · 請 が、 あ つた場合に お いて、 必要が、 あると認 めるとき

は、 当該. 申請をした者に対し、 当該変更をすることが適当であるかどうかについ て審査を行うことができ

る。

4 前三項 に定めるもののほか、 第二項の規定による免許の条件の付与及び変更について必要な事項は、 内

閣府令で定める。

(罰則 第二項については第百十九条第一項第十五号)

第九十三条第二項中 「第九十一 条」の下に「又は第九十一条の二第二項」を加える。

第九 十六条第二項中 「三年」 の 下 に (政令で定める教習を修了した者に あつては、 年) を加え、 同

条第三 項 中 二年」 0 下に (政令で定 8 る教習を修 了 L た者にあ つては、 年) _ を加 え、 同 条 第 五. 項 第

二項の規定により特例取得免許の 取 消しを受けた者その他の政令で定める者を除く。)にあつては、 十九歳

号及び第二号中「二十一歳」の下に「(政令で定める教習を修了した者

(第百四

_ 条

の 二

0)

兀

第

項又

は

第

を加え、 £ のにあつては、二年」 を「経験を有するものにあつては二年、 政令で定める教習を修 了 し

たものにあつては一年」に改める。

第九 十七 条 か 二 第 項 第三号 中 「第 百 八条 の 二 第 項第十 号及び第十二号に お いて」 を 「以下」に、

講習を」 を 講習 又は教育 を に改 め、 同号イ 中「者」 の 下 に **(普** 通 自 動 車 対 応免許を受けようとする者

であつて大型自動 車、 中 型 自 動 車、 準 中 型自 動 車 又は普 通 自 動車 (以下この条及び第百一条の四 にお 1 て

普通 自 動 車 等」とい 、 う。) の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の 規定並 びにこの法 律の 規定

に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の 規定の 遵守の 状況を勘案して普通 自 動 車

受け 運 保 下 書 るも 等 て行う」 に 7 定を受け 行う介護 U に 転 険 内 に を運転することが道路 認 閣 た同 法 あ 技 第 1 \mathcal{O} に 能 て 第 府 つて 知 百 を削 検 必 令 た 機 保 限 項 五. 査 で 同 能 険 は り、 要な技 条 \mathcal{O} 条 り、 定め 運 とい 検査」 法 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 第 そ 転 兀 同 \mathcal{O} 能 第 \mathcal{O} 免 第 る者を除く。 運 五. 日 う。 講 一条の二 許 とい 者 転 前 免許 習_ 項 取得 に、 項 が __ 、 う。 年 12 12 第 における交通 第一 0 者 又は 規 取 百 以 お 下に 定す 以下 得 内 等 \equiv 1 _ 2者等2 第 条第 に 又は 項に規定する 検 7 査 百 る 第 同 認 認 を 検 第百八条の三十二の三第一 八条の三十二の三第 r. 百二条第 以 加 項 の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当 同 査 知 知 条第二 下 第 え、 機 機 (以 下 能 能 を 号 運 認 提 検 「公安委員 以 項 転 査」 知 の二に 項 出 認 技 機 か 下 \mathcal{O} L た者 規定による 能 を 単 知 能 5 第 検 に 機 該当す (以下 会 そ 査 同 能 兀 認認 項第 等 |号 項 検 \mathcal{O} Ź Ĵ を 査 単に 他 口 知 講習 等 での に 及び 三号 項第三号イに掲げる基準 カン 公安 機 「認 どう 改 能 認認 とい 委 第 め、 口 規 知 に 同 百 とい 機 知 員 か 定に う。 号に掲げ · 掲 機能」 会が 十二条第 能 を 当 だげる基準 診 ょ う。 検 り診 該 査 断 内 とい 等、 げ 認 閣 を受け L __ 準 る講習と同 た 断 知 府 う。 -に適 公安 機 項 を 令 ŧ 書 Ź 能 第 で \mathcal{O} (同 委 合 普 必 に 定 検 五. に 査 す 号 員 要が 適 に \otimes 限 項 通 等 会 る 関 に 合 る。 \mathcal{O} \mathcal{O} 自 るとこ 結 同 な す す 規 \mathcal{O} 兀 動 効 果 項 に に る る 定 車 1 口 ころに でする 果が 検 等 同 に Ł \mathcal{O} 及 お 基 査 認 項 1 び \mathcal{O} 0 診 とし あ づ 介 定 7 運 \mathcal{O} ょ ハ 以 る 護 認 す V を 並 断 転 1)

を受 か 第三 に で る基 講 Ł 又 5 は \mathcal{O} げ 号 第 準 の基準 に に、 ハ (同 ま 限 12 た 1 百 で る。 号に に 適 八 同 نے ل 項 掲 講 合する 条の三十二の二 を、 掲 げ 習 \mathcal{O} げげ Ź て国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限 又 運 又 基 は る は ŧ 転 第百 講習と 講 準 免 玉 \mathcal{O} に 習 家 許 に 取 適 八条の三十二 公 限 得者: 第 合す 安 \mathcal{O} 同 る。 委 下 等 等 項 る 員 に \mathcal{O} 口 効果 会規 ŧ \mathcal{O} 教 か 育 0) 認 5 の二第 定を受 に が = 同 \mathcal{O} 則 条第 あ ま 課 限 で定 る る。 で 程 講 に け 8 _ 習の を 項 項 る た同 お 基 加 \mathcal{O} \mathcal{O} 1 え、 規 を 認定を受け 準 7 項 基準とし 定 加 に 同 \mathcal{O} 12 え、 適 r. 運 同 合す 号 ょ 転 7 る 同 免 口 _ Ź · 号 ハ た同 玉 を 講 許 習 家 を 同 取 得 を を 号 加 又 項 公安委員 者等 同 え、 ニとし、 は \mathcal{O} 号 る。 講 第 運 教 ホ 百 転 習 同 とし、 (会規則で定め 八条 免許 号 育 口 _ 同 か ハ \mathcal{O} 課 号 の三十二の に 中 らニまでに 取 イ 得者等 同 改 程 及 号 \mathcal{O} め、 (同 次に び 口 る基準 中 教 項 口 二第 お ょ 第三 次 育 イ る を \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 号 て同 ょ 課 に 講 適合、 うに 項 程 か \mathcal{O} 口 下 5 に \mathcal{O} (同 す = 撂 加 認 に \mathcal{O} え Ź ま げ 定 項 下

口 に第 動 車 第 八 百二条第 対 十九 応 免 条第一 許 を受け 項 かか 項 :ら第四 ようとする者であ の規定によ 項 É り免許さ での 規 定に って 申 請 よ 書を提 1 り \mathcal{O} 診 政 合で定さ 出 断 書 した を 提出 8 日 る基準 iz お L 準 ける年齢が た者その に 該 当す 他 Ź 認 七 十五 知 ŧ 機 \mathcal{O} 能 歳 及 検 び 以 £ 査等を受ける必 同 \mathcal{O} 日 者 前 (普 年 以 通 内 自

る。

要が ないものとして内閣府令で定める者を除く。 認知機能検査等及び第百八条の二第一項第十二

号に 掲げる 講 習、 同 条第二 項 \mathcal{O} 規定による講習又は第百八条の三十二の二第一 項の認定を受けた同 項

の運転免許取得者等教育の課程

ハ 第 八 十九 条 第 項 \mathcal{O} 規定に、 ょ ŋ 免 許 申 . 請 書 を提 出 した 日 12 お け る年齢が 七 十五 歳 以上 \mathcal{O} 者 普 通 自

動 車 対 応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当 Ų か つ、 同 日前 年 以 内に

第 一条第 項から第四 項までの規定により診断 書を提 出した者その他認 知 機能 検 査 |等を受ける必 要

が な *(*) ものとして内 閣府令で定める者であるも $\tilde{\mathcal{O}}$ に限る。 運転 技 能 検 査等及び 第百八 条 の 二 第一

項第十二号に掲 げげ る 講 習 同 条第二項 \mathcal{O} 規定 による講 習 立以は第一 百 八 条の三十二の二第 項 \mathcal{O} 認定を受

け た 同 項 \mathcal{O} 運 転 免 許 取 得者等 教 育 \mathcal{O} 課 程

第九 十七 条の二 第 項第五 号中 「第百 八条の二 第一項第十一号及び第十二号にお いて」 を「以下」に、

を 「ホ」 に、 「講習」 を 「講習又は教育」 に改め、 同条第三項中 「前二項」を 「第 項及び前 項」 に改

め、 同 項 を 同 |条第| 兀 項とし、 同 条第二項中 「前 項」 を 「 第 項」 に改め、 同項を同条第三項とし、 同条第

項の次に次の一項を加える。

2 公安委員会は、 前項第三号又は第五号の規定により運転技能検査等を受けた者で当該 運 転技能 検査等の

結 果が 普 <u>[通自動</u> 車 十等を運. 転することが支障 が あることを示す ものとして内閣府令で定め る基準 に 該当する

t のに 対 Ļ 同 項 \mathcal{O} 規定 12 か か わ らず、 同 項第三号又は第五 一号に定り め る運 転 免 許 試 験 を 免除 L な

できる。

第九十九 条の二第四 「項第二号ハ及びニ中「第百十七条の二の二第十一号」を「第百十七条の二の二第十二

号」に改める。

第百 条 の三第 項 中 「及び第二項に」を 「から第三項までに」 に改め、 同項ただし書 中 「及び第二 項並

びに」を「から第三項まで及び」に改める。

第百 条 0) 兀 第 項 中 「以内に」 0 下に 「第百二条第 項か ら第四 項 までの 規定によ り 診 断 書 lを提 出 L た

場合その 他 認 知 機 能 検査等を受ける必 要が、 ない ものとして内閣 府令で定め る場合を除 き、 当 該 期 間 内に を

加え、 「が 行 つた認 知 機 能 |検査] を「又は第百 八条の三十二の三第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定を受けて同 項 \mathcal{O} 運 転 免 許 取 得

者等検査を行う者 が 行 つた認 知 機能 検 査 等 に 改 め、 同 項後段 を削 り、 同 条第三項第二号中 **−** *Ø*) □ の下に

普 通 自 動 車 対 応 免許を現に受けてい る者であつて第三項の政令で定め る基準に該当するものを除く。

を加え、 「前項」を「第二項」に、 「認知機能検査」 を「認知機能検査等」 に改め、 同項に次の一号を加

える。

三 免許、 を現に受けている者で更新 期間 が満 了する 日における年齢が七十五歳以 上の もの 普 通 自動 車対

応 免許 を 現に受けて 1 る者であ つて第三項 \mathcal{O} 政 令で・ 定め る 基準 に 該 当する るも 0) に 限 る。 前 号に 定 8

る事 項 並 びに免許証の更新を受けようとするときは 更新 期間 『が満 了する日 前六月以内に 同 項 0 規定 によ

ŋ 運 転 技 能検 査等を受けていなければならない旨、 当該 運 転技能検査等を受けることができる日時 及び

場 派所その 他当該 運転技能検査等に係る事 務 の円滑 にな実施を を図るため必要な事 項

第百 条 \mathcal{O} 四中 第三項を第五項とし、 第二項 \mathcal{O} 次に次の二項 を加える。

3 前 二項 に 定 8 る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 免 許 証 \mathcal{O} 更 新 を受けようとする者で 更新 期 間 が 満了する る日 に お け る年 齢 が

七十五 歳 以 上の ŧ Ŏ **(普** 通 自 動 車 対 応免許を現に受けている者であ つて、 普 通 自 動 車 等 \mathcal{O} 運 転 に 関す るこ

0 法律及びこの法律に基 づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆 し等及び道

路 外致 死 傷 に係 る法 律 の規定の遵守 *(*) 状況を勘案して普通 自 動車等を運転することが道路 にお け る交通 \mathcal{O}

危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。) は、 更新 期間 が 満了

7 する日前 同 項 \mathcal{O} 六月以内にその者 運 転免 許 取 得者: 等検査 \mathcal{O} 住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第 を行う者が 行 つた運転 技能検査等を受けてい なけ れば な 5 な 項 の認定を受け

4 等を 公 1安委員: 運 転 す 会は ることが 前 支 項 障 \mathcal{O} 規 が 定に あ ること ょ り を示 運 転 技 す t 能 検 \mathcal{O} 査等 とし を受け 7 内 閣 府 た者で当 令で、 定 該 \Diamond る 運 基 転 準 技 能 に 該 検 当す 査 等 る \mathcal{O} 結 Ł 果が \mathcal{O} に 普 対 通 自 第百 動 車

条

第六

項

文は

第

百

一 条

か 二

第

兀

項

 \mathcal{O}

規定

に

かかわら

ず、

免

許

証

 \mathcal{O}

更新をし

ないことができる。

当該 能 検 査 検 第 百 查 認 等 を 知 条 機 認認 能 \mathcal{O} に 知機 七 検 改 第 査 \Diamond 能 を 検査 項 中 同 当 等 項 こよ 該 \mathcal{O} に り 規 認 改 認 定 知 め、 に 機 知 ょ 能 機 同条第 り 能 検 受 査 検 け 等 査」 匹 た に、 を 認 項中 知 よ 機 こよ 「お り認 能 1 り 検 て受 認 査 知 機 知 \mathcal{O} け 機能 結 能 果 検 た 認 査 に 検 查 等」 基 知 づ 機 に改 を 能 1 、 て 」 検 ょ め、 査 り を 認 削 を 同 条 知 る。 機 第三 お 7 能 一項中 て受け 検 查 等」 認 た認 に、 知 機 知 機 能

削 る診 知 り、 機 第百二条 断 能 書に 同 検 査 項第三号中 等 第 あ つて に 項 は、 改 中 め、 こよ 認認 その 知 同 ŋ 機 者 認 項 能 が 第 知 同号に 検 機 査 号 中 能 検 該 査 を 「第三 当す 認 を 項」 知 るかどう 「よ 機能 を り 検 認 第 査 か 知 等 を診 機 几 項 能 に 断 検 査等」 改 L に改め、 たも め、 に、 \mathcal{O} 同 同号を同で に 限 診 当 る。 断 項第二号とし、 書 該 認 0) 知 を加 下に 機 能 え、 検 査 (同 同 同 条第二 を 項 項 第二 に規 当 一号を 一項及 定 該 す 認

び第三 対 し 公安委员 一項中 員 「認知 会が 指 機能検査」を 定す る 期限 までに 「認知 内閣府令で定める要件を満たす医師 機能検査等」に改め、 同条第四項中 の診断 「行う」を「行 書を提出 出すべ い き旨を命ずる 又は その者に

」に改め、同条第七項ただし書を削る。

第六 章 第 五 節中 第 百二 条 の 二 \mathcal{O} 次に 次 \mathcal{O} 条を 加 える。

(基準該当若年運転者の受講義務)

第百二条 <_ \mathcal{O} 許 中 現に受け きる者に該当して受けた大型免許若しくは を受けることが -型免; 規定又はこの を受け 以下 の 三 許 てい て 又 「若年 V) は 第 特 な る者であつて、 法律の 運 できる者に該当し 九 例 1 . 期間1 転 十六条第 取 者 得 規定に基づく処分に違反する行為をし、 免許 期 及び二十歳に 間」 五 (第八十八条第一 特例 という。 項 第 取 て受け 号若、 達 襣 免許 した た第二 に しくは第二号 自 日 + を最初に受けた日 以後 項第一号の規定により十九歳から大型免許を受けることがで 九歳 動 種 車 · 等 特 免許 か 例 \mathcal{O} 5 中型免疫 O運転 取 を 規定 得免許のうち V に 1 関 から二十一歳に達するまで に 許を受けることができる者に該当して受けた 当該 により十二 しこの 政 令 で定 行為が政令で定め 法 中 九 律若 め 歳 型免許 る か しくは 5 ŧ 第二 0 \mathcal{O} みを受け を除 種 この る基準 く。 免 法 0) 許 律に 間 てい 以 \mathcal{O} に 下 運 (特 該当するこ 基 る 同 転 期 づく 免許 例 間 取 命 を除 得 試 令 免 を 験

定に となるまでの るやむを得ない を受けたときは こととなった者 ととなったもの 基づく処分に 間 を除 理 に (第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した後若年運転者期間が経過すること 達反する 当該 自 由 < がある者にあつては、 動 軍等の 通 以 下 る行為をし、 知を受けた 運 基 転に 潍 日 該 関 当若 当該 (T) しこの <u>翌</u> 当該 日 行 年 法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの から起算 運 為 以期間 が 転 第 者 百 から当該 匹 という。 L 条 た期間 の 二 の 事 , 情 (講習を受けないことについて が の存す 兀 第二 第百 項 る期間 八 条 の政令で定め を除 の三の三 7 た期間) \mathcal{O} る 基準 規定 が 政 に に 法律 通算 該 令で定め ょ 当する る して 通 \mathcal{O} 規 知

に改 第百三条 め、 同 第 条 第二 一項ただし 項 第三号中 書中 「又は 前 条」 第三号」 を 「第 百二条 を \neg の 二 第三号又は第六号」 に改 め、 同 項 に 第三号中 改 め、 同 「 覚 条 第 せ 匹 1 項中 剤 を 「前 覚 条」 醒 剤 を

月を超えることとなるまでの

間

に

同号に

掲げる講習を受けなけ

ればなら

な

第百二条の二」 に改 いめる。

第百四条 第百三条の二第 の二の三第一項中 項第二号中 同 「若しくは第三号」を 条第 項から第三項まで」 「、第三号若しくは第六号」 を 「これら」 に改め、 に改 同 条 いめる。 第三 項 中 認 知 機能

検査」 を 「認知機 能 検査等」 に、 「第三項まで」 を 「第四項まで」 に改め、 同 条第四 頃中 認 知機 能 検査

能 を 検 認認 査等」 知 機 に、 能検査等」 「第三 項まで」 に改め、 を 同条第五項中「前条」を「第百二条の二」 「第四項まで」 に改め、 同条の次に次の一 に、 条を加える。 「認知機能 操査」 を 「認知機

(若年 運 転 者期 間 に 係 る 取 消

第 受け 百 違 自 反する行為をし、 動 匹 車等 ない 条 0 لح \mathcal{O} 運 認めるときは、 \mathcal{O} 転 兀 に 関しこの法律若 第百 当 該 八 行為が 条 その の 三 同 者 <u>の</u> 三 0 条の政令で定める基準に該当することとなつた時点において二十歳 しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律 住所 \mathcal{O} 規定による通 地 を管轄する公安委員会は、 を取 知を受け た者が第百二条 その者が受け の 三 \mathcal{O} 規 てい の規定に基づく処 定に 、る特例は 違 反 取)て講 得 免 分に 習 許 に 達 を

は 法 することとなるまでの 律 第 そ の規定に基づく処分に違反する行為をし、 百 の者 八 条 $\overline{\mathcal{O}}$ の 二 住 所 第 地 を管 項 間 第 に自 十四四 轄する公安委員会は、 号に掲 動 車 等 げ \mathcal{O} る講 運 転 に 習を終 . 関 当 しこの その者が受けてい 了 該行為が政令で定める基準に該当することとなつたとき L 法律若 た者が 当該 しくは る特例 講 この 習を終了 法律 取 ¥得免許 に基づく L た後若. **当** 該 命 年 行為 令の規 運 転 が 者 定 当 期 又は 該 間 基 が この 準に 経 過

該当することとなつた時点において二十歳に達して

, \

る者にあつて

は、

中型免許を除く。

を取

ŋ

が消さな

2

7

1

る者に

. あ

つて

は、

中

型

一免許を除く。

り消さなけ

れ

ばならない。

ければならない

3 公安委員 〈会は、 前二項 の規定により特例 取得免許を取り消そうとする場合において、 当該処分に係る者

が そ \mathcal{O} 住 所 を他 \mathcal{O} 公安委員 会の 管 轄 区 |域内 に 変更し てい たときは、 当該 欧処分に 関 する第六 項 本 文 に お 1 7

準 用 す る 第 百四 条 \mathcal{O} 意 見 \mathcal{O} 聴 取 を終 了 L て 7 · る場 合を除 き、 速や か に · 現 にそ \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 住 所 地 を管 轄 する 公安

委 員会に 内 閣府 令で定める処分移送通知書を送付しなければ なら なな

4 前 項 \mathcal{O} 処分移送通知書 の送付を受けた公安委員会は、 第百 八条の三の三の規定による通知を受けた者が

第百二条 不の三の 規 流定に達 反して講習を受け ない と認 8 るとき又は第 百八 条 の 二 一第 項 第 + -四号 に · 掲 げ る 講

習を終了 L た者 が · 当 該 講 習を終了 L た後若 年 運 転 者 期 間 が 経 過することとなるまで \mathcal{O} 間 12 自 動 車 等 \mathcal{O} 運 転

に 関 \mathcal{O} 法 律若 しく は この 法 律に 基づく 命 令 0) 規定: だ若しく はこの 法 律 \mathcal{O} 規 定に 基 一づく ・処分に 違 反す る行

為を 当 該 行 為 が *第二 項 \mathcal{O} 政 命で定める基準に該当することとなつたときは、 その者が 受け て 1 る 特 例

取 得免許 (第 一 項 又は第 二項に規定する時 点において二十歳に達 してい 、る者に あつては 中 型 免許 を除 <

を取 り 消さな け ń ば ならな V) この 場合において、 処分移送通 知 書を送付 した公安委員会は、 第 項

又は第二項 \mathcal{O} 規定 に か カン わ らず、 その者 の特例取得免許を取 り消すことができない。

6 第 百 兀 条 \mathcal{O} 規定 は、 第 項、 第二 項又は第四 項 0 規定により特例取 得 党免許, を取 かり消 す場 **愛合に** 0 ١ ر 7 準 用

する。 ただ 第 項 又 は 第四 項 (第 百 八 条 の三 の 三 \mathcal{O} 規定 による 通 知を受け た者が 第百二条 \bigcirc \equiv \mathcal{O} 規 定

に 違反して講習を受けな いと認めるときに係る部分に限る。 \mathcal{O} 規定により特 例取得 免 治許を取り り 消す 場合

においては、第百四条第三項の規定は、準用しない。

7 第 項、 第二項 〈又は第一 匹 項 \mathcal{O} 規定により 特 例 取 得 免 治許を取り り消され た時におけるその者の 住 所 が **当** 該 処

分をした公安委員 会以外 \mathcal{O} 公安委員 会 「の管 轄 区 域 内 に あるときは、 当 該 処分をした公安委員会は 速やか

に . 当 該 処 分をし た旨をそ \mathcal{O} 者 \mathcal{O} 住 所 地を管 轄 ず る公安委員 会 に 通 知 L な け れ ば な 5 な 1

第百 匹 条 の三第 項 中 「前条第 項」 を 「第百四条の二の三第一項」に、 「第三 項 文は」 を 第三項、

に改め、 第 百三条第四 項」 0 下に 「又は前条第一項、 第二項若しくは第四 項」 を加える。

第百六条中 「第 九十一 条」 の 下 に 「若しくは第九十 条の二 第二項」 を、 「第 百三条第四 項」 の 下 に

第百 1四条 の 二 \mathcal{O} 匹 第 項、 第二 |項若 しくは第四 [項] を加え、 第三項まで」 を 「第四項まで」に、 「若しく

は第十三号」を「、第十三号若しくは第十四号」に改める。

第百六条の二第二項中 「認知機能検査」 を 認 知機能検査等」 に、 「第三項まで」を「第四項まで」に改

める。

第百七条第二項中 「第四項」 の 下 に $\overline{\ }$ 第百四条 の二の四第 一項、 第二項若しくは第四 項」 を加える。

第百七条の五第二 項第三号中 「又は第三号」を「、 第三号又は第六号」 に改め、 同条第九項中 「前条」を

「第百二条の二」に改める。

第百八条の二第一 項中第十四号を第十五号とし、 第十三号の次に次の一号を加える。

十四四 基準 該当若年 -運転者 (免 許 の効力が停止されている者を除く。) に対する特例取得免許に係る自動

車の運転に関する講習

第百八条の二第三項中「まで若しくは」を「まで、」に、 「第十四号まで」を「第十三号まで若しくは第

十五号」に改め、同条第四項及び同条の付記を削る。

第百八条の三の五を第百八条の三の六とする。

第百八条の三の四中 「第 百八条の二第一項第十四号」 を 「第百八条の二第一項第十五号」 に改め、 同条を

第百八条の三の五とする。

第百八条 の三の三第一項中 「前条」を「前二条」 に改め、 同条の付記中 「第百十七条の五第三号」を 第

百十七 条 \bigcirc 五. 第二号」 に 改 め、 同 一条を第百八条の三の四とし、 第百 八条の三の二の次に 次 \mathcal{O} 条を加 え る。

(若年運転者講習の手続)

第百 八条の三 <u>一</u>の 三 公安委員会は、 内 閣府令で定めるところにより、 基準 該当若年運転者に対し、 その 者が

自 動 車等 \mathcal{O} 運転 に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律 の規定に基づく処 分に

違 反する行為をし、 当 該 行為が 第百二条 の 三 の 政令で定める基準に該当することとなつた後速や か に、 第

百 八条 の 二 第一 項第十四号に 掲げる講習 (以 下 「若年運転者 ·講習」 という。 を行う旨を書 面 で 通 知 しな

ければならない。

第百 八条 \mathcal{O} 匹 第 項第一 号 中 者 の 下 に 「第三号及び」を加え、 同項第二号中「者 (次条」 を「 者

同条」に改め、同項に次の一号を加える。

三 若年 運転 者 講習 運 転 適 性指 導 員 がが 置 カ れていることその他若 年 運転者講習を適 正 かつ確実に行うた

 \Diamond に必 要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

第百八条の四第二項中 「又は初心運転者講習」を「、初心運転者講習又は若年運転者講習」 に改める。

第百八条 \mathcal{O} 五第 項 中 取 消処分者 **講習**」 の 下 に 「又は若年 -運転者 ·講習」 を加える。

第百 八 条 \mathcal{O} 七 の 付 記、 第 百 八 条 \mathcal{O} 十八 \mathcal{O} 付 記 及 び第百八条の三十一 0) 付 記 中 第 百 $\overline{+}$ -七条の 五第三号」を

「第百十七条の五第二号」に改める。

第百八条の三十二の二の 見出しを「 (運転 免許取得者等教育 の認定) に改め、 同条第一 項中 「受け Ć

る者」 の 下 に 「又は特定失効者若しくは特定取消処分者」 を加え、 「運転免許取得者教育」 を 運 転 免許取

得者等教育」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 当 該 課 程が、 交通安全教育指 針 に従 つて 行わ れるも ので、 あり、 か つ、 次に 掲げる基準 \mathcal{O} V ず n か に 適

合するものであること。

1 第百 八条の二第一 項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある課程 の基準とし て国家公安委員会規

則で定める基準

口 第 百 八条 の二第 項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規

則で定める基準

イ及びロに掲げるもののほ か、 運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせる

効果 が ある 課 程 0 基 準として国家公安委員会規 則で定め る基準

第百八条 の三十二の二第三項 か ら第 五 項 ま で \mathcal{O} 規 定 中 運 転 免許取得者教育」 を 運 転免許取得者等教育

に 改 め、 第六章 \mathcal{O} 兀 中 同 条 O次に 次 \mathcal{O} 条 を 加 える。

(運転免許取得者等検査の認定)

第百 八条の三十二の三 免許を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し加齢 に伴っ

て生ずるその者 \mathcal{O} 身体 0 機能 又は 運転 の技 能 の低 下 が 自動 車 · 等 の 運 転 に 及ぼ す影響を確 認する ため \mathcal{O} 検 査

〇 以 下 「運 転 免 許 取 得者 L等検: 査 とい . う。 を、 自 動 車教習 所で あ る施 心設そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 施 設 を用 7 7 行う者は

国 家公安委員 会 (規則) で 定め るそ 0) 方法 の区分ごとに、 当該 施 設 \mathcal{O} 所 在 地 を管 轄 す Ź 公 安委員 会に **申** 請 し

て、 当該 施 設に お いて当該方法により行う運 転免許取得者等検査が次の各号の ١ ر ず れにも適合してい る旨

の認定を受けることができる。

公安委員会が ,運転 免 許 取得者等検査 に関 する技能及び 知 識に 関 して行う審 査に合格 した者その 他 の運

転 免許 取得者等検査を効果的 か つ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定め る者 によ

り行わ れるものであること。

第九 十九条第 項 第 四号の 政令で定める基準に適合した設備その他 この運転 免許取得者等検査 を効果的

か つ適 切 に 行 う た 8 \mathcal{O} 設 備 とし て 玉 家 公安委員 会規 則 で定 め る設 備 を 用 1 7 行 わ れ るも 0) で あること。

 \equiv 当 該 方 法が 次に 掲 げ る基 準 \mathcal{O} 1 ず れ か に 適 合する ŧ \mathcal{O} で あ ること。

イ

認

知

機

能

検

査と同

等の

効果が

ある方法

の

基準として国

家公安委員会規則で定め

る

基準

口 運 転 技能 検 査と同 等の 効果が ある方法の基準として国 家公安委員会規則で定め る基 進

ノヽ 1 及び 口 に 掲げ る ŧ 0 0 ほ か、 加 齢 に 伴 つて生ずる身 体 \mathcal{O} 機 能 又は 運 転 0) 技 能 \mathcal{O} 低 下が 自 動 車 半等の

運 転 に 及ぼ す 影 響 を 確 認する 効果が あ る 方法 \mathcal{O} 基 塗準とし て国 家 公安委員 会 規 萴 で定 8 る基 潍

前 条第 項 カ 5 第六 項 ま で \mathcal{O} 規定 は、 運 転 免 許 取 得 者 等 検 査 に 0 1 7 準 用 す る。 ک 0 場 合に お 1 て、 同

2

条第二項中 前 項 とあ るの は 「次条第一 項」 と、 同 条第三 項中 課 程」 とあ るのは 「方法」 と、 第

項」 とあ るのは 「次条第 一項」 と 同条第 匹 1項中 第 項」 とあ るのは 次条第 項」と、 第 百 八

条の三十二 一の二第 項」 とあるのは 「第百八条の三十二の三第一 項」 と 同 · 条 第 五. 項 中 「第 項」 とあ る

 \mathcal{O} は 「次条第一 項」 と 同 条第六項中 前 各項」 とあるのは 「第二 項 から前項まで及び次条第 項」と、

「第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(罰則 第二項については第百二十三条の二)

第百八条の三十三中 「第九十二条の二第一項」の下に 第九十七条の二第一 項第三号イ」を加え、 「 第

百二条の二」 を 「第百 条 Ď 兀 第三項、 第百二条の二、 第百二条の三」 に改 め、 「第百三条第 項 第 五. 号

の下に 第百四条の二の四 第一 項、 第二項若しくは第四 項」を加え、 「又は次条」を「、 第百 |八条| の三の

三又は次条」に改める。

第百十条の二第五 項 中 「第四十四条」を 「第四十四条第一項」に、 「きいたうえ」を「聴いた上」に、

行なわなけ れば」 を 行行 わなけ れば」 に、 「きかないで」 を \neg 聴かないで」に、 「すみやかに」 を 「速やか

に」に改める。

第百十二条第一項第五号の三の次に次の一号を加える。

五. 0 匹 運 転 技 能 検査を受けようとする者 運転 技能検査 手 数料

第百十二条第一項第六号中 「第九十一 条」の下に 「又は第九十一条 の二第二項」 を加え、 同項第十三号中

初 心運転者講習又は」 を 「初心運転 者講習、 に改め、 掲 げる講習」 の 下 に 「又は若年運転 者 1講習」 を

第百十三条の二中 「第百四条の二の二第二項又は」を「第百四条の二の二第二項若しくは第四項又は第百

四条の二の四第一項、第二項若しくは」に改める。

第百 十七 条 *⊙* 第三号中 「 覚 せ 1 剤 を 「 覚 醒 剤 に 改め、 同 条に次の一号を加 える。

ける著しい交通の危険を生じさせた者

六

次条第十一号の罪を犯し、

よつて高

速自

動車

玉

道等にお

()

っ て 他

の自

動車を停止させ、

その他道路にお

第百十七条の二の二中第十一号を第十二号とし、 第十号の次に次の一号を加える。

+ -他 \mathcal{O} 車 両 等 \mathcal{O} 通行 を妨害する目的で、 次の いず **れかに** 掲げる行為であつて、 当該他の車 両等に道路

に お け る交通 \mathcal{O} 危険を生じさせるおそれ 0 ある方法 によるもの をした者

1 第十 -七条 (通行区分) 第四項 \mathcal{O} 規定の違反となるような行為

ロ 第二十四条 (急ブレーキの禁止) の規定に違反する行為

ハ 第二十六条 車 間 距 離 \mathcal{O} 保 持) 0 規定 の違反となるような行為

二 第二十六条の二 (進路の変更の禁止) 第二項の規定の違反となるような行為

ホ 第二十八条 (追越しの方法) 第一項又は第四項の規定の違反となるような行為

今第五十二条(車両等の灯火)第二項の規定に違反する行為

1 第五 十四四 条 (警音器 \mathcal{O} 使用等) 第二項 \mathcal{O} 規定 に 違反する行為

チ 第七十条(安全運転の義務)の規定に違反する行為

IJ 第七 十五条の四 (最低速度) 0) 規定の違反となるような行為

ヌ 第七十五条の八 (停車及び駐 車の禁止) 第一項の規定の違反となるような行為

第百十七 条の 四第一号中 第百八条」 を 「又は第百八条」 に改め、 「又は第百八条の二 (講習) 第四項

を削る。

第百十七 条の 五. 第二号を削り、 同条第三号中 「第百八条の三の三」 を 「第百 八条の三の四」 に改め、 同号

を同条第二号とする。

第百十九条第一項第十五号中「条件)」の下に「若しくは第九十一条の二(申請による免許の条件の付与

等)第二項」を加える。

第百十九条の二第一 項 第 一号及び第百十九条の三第一 項 第 号 中 「場所) を 場場 所 第一 項、 に改

第百二十条第一項第十七号中 「第百八条の三の四」を「第百八条の三の五」 に改める。

第百二十一条第 項第九号中 第五 十一条の二 (違法駐車に対する措置) 第十項」及び (第百十七条

の五第二号に該当する者を除く。)」を削る。

第百二十三条の二中 「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、 「第三項」 の下に「(

第百八条の三十二の三 (運転免許取得者等検査の認定) 第二項において準用する場合を含む。)」 を加える。

別表第一中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 こ の 法律 は、 公布の日から起算して二年を超えない範 囲内におい て政令で定める日から施行する。

ただし、 次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

第十七 条の付記の改正規定、 第二十四条の付記 の改正規定、 第二十六条の付記の改正規定、 第二十六

条の二の付記 の改正規定、 第二十八条の付記の 改 正 規定、 第五十二条の付記 の改正規定、 第五 十四条の

八 付 第 \mathcal{O} 記 条 改 百三 記 \mathcal{O} 改 か の改 正 一条第一 5 規 正 一規定、 第 Ĩ 定、 規定、 + 第 項 ___ 第三 第九 条ま 百 第七 + 号 十 で 七 条第二 0) \mathcal{O} 十条の付記 条 規 改 \mathcal{O} 定 正 項 規 \mathcal{O} 第三号 定、 公 改 布 の改正規定、 正 第 \mathcal{O} 規 百三 日 定 \mathcal{O} 改 か 並 条 5 び 正 起算 に *の* 規 第 定、 第七 第 Ü 百 て二十 第 十五条の四の付記 十 七 項 九 第 + 条 日 九 の 二 二号 を 条 の二第 の 二 経 \mathcal{O} 改 過 \mathcal{O} L 正 四 の改正 改 規 た 定 項 日 正 第二号 規 規定、 第 定 百 並 ハ 七 び 及び 第七 に 条 附 \mathcal{O} 五. = 十五条の八の付 則 第 第 \mathcal{O} 改 条 項 正 第 規 及 定、 び 第 号

第 七 七 改正 る改 正 号 規 第 \mathcal{O} 五. 第二条第三項 付 定 0 規 正 + 記 定、 改正 条 項 規 定、 第 及び *の* 第 第 規 五 定、 百 七 第五 第 + \mathcal{O} 第二 1八条 + 改 匹 十六 第七 + 条 正 号 条 \bigcirc 規 ___ \mathcal{O} 十八 + 一を 定、 条の 0 0 条 五 五. \mathcal{O} 改 \mathcal{O} 第 改 第 条 匹 削 正 付 二項 規定、 \mathcal{O} 第 五. 正 る 記 八 改 規 + 及び第 第二項 項 定、 \mathcal{O} 正 改 第 規 条 \mathcal{O} 第 定、 正 改 + \mathcal{O} 規定、 百 \mathcal{O} 前 匹 七 正 十九 八条 改 正 規定、 第 条第三項 \mathcal{O} 見 五. 一規定、 第七 出 条 の 三 十 一 + 第六十三 の三第 L 十二条 を 条 \mathcal{O} 削 改 第百 の 二 0) り、 正 八条 の 二 規定、 付 条の三 \mathcal{O} 項 記 $\widehat{\mathcal{O}}$ 同 第三項 条 改 \mathcal{O} の三の三 \mathcal{O} 改正 第四 0) 改 に 正 一規定、 改 Ī 見 規定、 出 正 + \mathcal{O} 規 改 定、 \mathcal{O} 規 兀 L 定、 を 第四 付 Ī 条 第百 規定、 付 O記 同 改正 十 第七 \mathcal{O} す 条 Ś $\overline{+}$ 改 九 を 規定、 条 第七 + 改 正 第 条 水の二第 の六 規 正 五 定、 十 五 条第 規 十 定 0) 第四 五. 第 条 改 五. 条 項 百 第 号 同 十五条 正 の二とす $\widehat{\mathcal{O}}$ 八 条 規 \mathcal{O} 改正 項 定、 条 兀 \mathcal{O} 第 改 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O}

規定、 正 第七 一規定、 条、 第百十七条の五 第百二十一条 第十二条及び第十三条 第一 の改正規定、 項第九1 \mathcal{O} 号 0 規定 第百十九条の二第一項第一号及び第百十九条の三第一項第 改 正 規定 公布 並 \mathcal{O} 日 び に別 か . ら起: 表 第 算 L して六 0 改 正 月 を 規定並 超 え な び に次 1 範 条並 囲 内 びに 12 お 1 附 て政 則 号の改 第 令 六 条 で

定める日

(調整規定)

第二条 改 Ē 規 定による改 前条第二号に掲げる規定の施行の日 Ē 後 \mathcal{O} 道路交通 法 第 百十 七 からこの法 条 \mathcal{O} 五. 0) 規 律の施行の日の前日まで 定 0 適 用 に 0 *(*) て は、 0 同 間に 条第二号中 おける同号に掲 「第百八 げる 条 \mathcal{O}

三の四」とあるのは、「第百八条の三の三」とする。

免許等に関する経過措置

第三条 附 則 第一 条 各号、 に 撂 げ る規定 \mathcal{O} 施行 前 にし た行 1為を理・ 由とする免許 (道路交通 法 第 八十 匹 条第 項

に · 規 定する免許 を いう。 次条第 項 E お ** \ て同 \mathcal{O} 拒否、 保留、 取 消 L 若 Ü Š は 効 分 \mathcal{O} 停 止 又 は 自 動

車 等 同 法第八十 应 [条第 項に規定する自動 車等をい う。 \mathcal{O} 運転 の禁止 に つい ては、 なお 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ

第四 二 ま での この 規 定は、 法律による改正 この 法 律 \mathcal{O} 後の道路交通法 施 行 \mathcal{O} 日 から起算し (以下「新法」という。) て六月を経 過した日 第九十七条の二第一 (以下この 条に お V て 項第三号イから 基 準 日 ح

1 う。 \mathcal{O} <u>광</u> 日 以 後 に 免 許 が 失効 L た者 に 0 **,** \ て適 用 し、 基 準 日 以 前 に 免 許 が 失効 L た者に つ 1 て は、 な

お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

2 新 法 第 百 条 O兀 第二 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定は、 道路交通法第百一条第一項の 更新 期間 が 満了する日 (同 法 第百 一条

に の <u>ニ</u> お いて同 第一 項 じ。 の規定による免許証 が 基準 以後であ 0 更新を申 る免許 . 請 証 0 しようとする者にあっては、 更新 を受けようとする者に 当該 つい · て適 申 請 用 をする日。 し、 同 法 第百 以 下こ 条 第 の条

日

項 \mathcal{O} 更 新 期 間 が 満 了 す る日 が 基 準 日 \mathcal{O} 前 日 以 前 で あ る免 許 証 \mathcal{O} 更新を受けようとする者に つ 7) て は、 な

お 従 前 \mathcal{O} 例 に ょ る。

3 新 法第 百 一条 0) 兀 第三 項 0) 規定は、 道路交通法第百一条第一 項の更新期間が満了する日が基準 日以後で

あ る免許 証 \mathcal{O} 更新 を受けようとする者につい て適用する。

秘 密保 持 義務 に 関 はする 経 過 措 置

第五 条 \mathcal{O} 法律 に による改一 Ē 前の道路 路 立交通法 (以下この条にお **(**) 7 旧 法 という。 第百八条の二第三項

 \mathcal{O} 規定により道路交通法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習 第 百 条 \mathcal{O} 兀 第二項又は第百 一条 \bigcirc 七第 兀 項の規定により 認知機 能 (旧法第九十七条の二第一項第三号イ 検 査 の結果に基づい て行う ŧ のに 限

る。 \mathcal{O} 実 施 \mathcal{O} 委託を受け た者若、 L < は 新 法 第 百 八 条 の二第三項 \mathcal{O} 規 定に、 ょ ŋ 道 路 交通 法 第 百 八 条 *の* 第

項 第十二 号に 掲 げ Ź 講 習 (前 条第 項 又 は 第二 項 \mathcal{O} 規定 に ょ ŋ な お 従 前 \mathcal{O} 例 に よることとされ る場 合に

お け Ź 旧 法 第 九 + 七条の二第一 項第三号イ又は第百 条 (T) 兀 第二 項 0) 規定に より 認 知 機 能 検 査 \mathcal{O} 結 果 にこ 基

づ **\ て行うものに限る。 0 実施 の委託を受けた者 (これらの者が法人である場合に あっ ては その 役員

若しくはこれ 5 0) 職 員 又はこれら (T) 者であっ た者 に ついて は、 旧 法第百八条の二第四 項の規定は、 この

法律の施行後も、なおその効力を有する。

自 転 車 運 転 者 講 習 \mathcal{O} 受 講 命 令 に関 す る経 過 禮 置

第六条 附 則 第一 条第二号に掲げる 規 定 の施 行 前にし た行為を理由とする自転車 運転者講習の受講命令に つ

いては、なお従前の例による。

(罰則等に関する経過措置)

第七 · 条 \mathcal{O} 法律 附]則第 条第二号に掲げ る規定については、 当該規定) の施 行前 に L た行為及び附則第

五. 条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 附]則第 条各号に掲 げ る規定 \mathcal{O} 施行前 にした行為に対する反則行為の取 扱いに関 しては、 なお従前

の例による。

(政令への委任)

第九条 附則第三条から前条まで及び附則第十一条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経

過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(土砂等 7を運 搬 する大型 自 動 車による交通 事 故 \mathcal{O} 防 止 等に関う する特別措置法 \mathcal{O} 部改 正

第十条 土 砂 等を 運 搬する大型自 動 車 による交通 事 故 0 防 止等 に関す る特 |別措| 置 法 昭 和 兀 十二年法律第百

三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中 「若しくは第三号」を「、 第三号若しくは第六号」に改める。

(土砂等を運搬 する大型自動 車による交通事 が故の防 止 等に関する特別措置法 の — 部改 正 に伴う経 過 置

第十一 条 前 条の 規定の 施 行前にし た行為に係る土砂等運搬大型自動 車 . О 使用 0 制 限 及び禁止 に つ **,** , ては、

同条の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七

条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正)

第十二条 自 動車 運 転 代行業の 業務 の適正化に関する法律 (平成十三年法律第五十七号) の一部を次のよう

に改正する。

第十九条第一項の表第七十五条第一項第七号の項及び第百十九条の二第一項第三号の項中 「第四十四条

| を「第四十四条第一項」に改める。

高 齢者、 障害者等の 移 動 等 0 円 滑 化の促進に関する法律 \mathcal{O} __ 部改正)

第十三条 高 齢者、 障害者 等の 移動 等 \mathcal{O} 円滑 化 の促進に関する法律 (平成十八年法律第九十一号) の一部を

次のように改正する。

第二条第二十八号ロ中「第五十一条の二第一項」を「第五十一条の四第一項」に改める。

最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、一定の要件に該当する高齢運転者に対する運転技能検査 制度

及び申請により 運転免許に条件を付することができる制度の導入を行うとともに、 第二種運転免許等の受験

要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

資 格

 \mathcal{O}

見直

Ļ

他

の車

両 等

 \dot{O}

通行を妨害する目的

で

定の違反行為をした者に対する罰

則の

創設等を行う必